

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 一五
- 道路の区域を変更する件二件 一五
- 道路の供用を開始する件 一五
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 一五

**公 告**

- 浸水想定区域を指定した件三件 一五
- 一般競争入札を行う件 一五
- 随意契約の相手方を決定した件 一五

## 告 示

### 福島県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年三月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 耶麻郡西会津町下谷字際反甲一三九、甲一四一から甲一五一まで、甲一五二の二指定の目的  
 土砂の流出の防備
- 二 指定の目的  
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 主伐は、択伐による。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	東白川郡矢祭町大字内 川字矢祭一七九番八地 先から 同 郡同 町大字内 川字矢祭一〇九番一地 先まで	変更前 変更後	一四・〇〇 二九・六 一〇・〇〇 三七・〇	一八五・五 一八五・五 一八五・五

(道路計画課)

### 福島県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

福島県告示第三百三十五号

路 線 名	一般国道二五二号	供 用 開 始 の 区 間	大沼郡金山町大字中川字谷地二三 六六番一三地先から 同 郡同 町大字水沼字谷地四五 番地先まで	供用開始の期日	令和三年三月二十六日
-------	----------	---------------	--	---------	------------

(道路計画課)

**福島県告示第三百三十四号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字中川 字大田面一四八二番二 地先から 同 郡同 町大字水沼 字赤沢五〇五番一地先 まで	変更前	A 一一・五〇 三一・〇	二、一六〇・六
	大沼郡金山町大字中川 字大田面一四八二番二 地先から 同 郡同 町大字水沼 字赤沢五〇五番一地先 まで	変更後	A 一一・五〇 三一・〇	二、一六〇・六
	大沼郡金山町大字中川 字谷地二三六六番一三 地先から 同 郡同 町大字水沼 字谷地四五番地先まで	B 一〇・九〇 一七・七		一四九・二

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
 令和三年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 会津美里町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 会津高田都市計画下水道事業(会津美里町公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成九年七月四日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成九年七月四日から平成三十三年三月三十一日まで  
(変更後) 平成九年七月四日から令和八年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

(下水道課)

福島県告示第三百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
 令和三年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 会津美里町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 会津都市計画下水道事業(会津美里町公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成九年七月四日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成九年七月四日から平成三十三年三月三十一日まで  
(変更後) 平成九年七月四日から令和八年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

(下水道課)

公 告

公告第六十三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、久慈川及び川上川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十二年福島県公告第十五号）は、廃止する。  
令和三年三月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 公告第六十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、濁川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和三年三月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（河川整備課）

#### 公告第六十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、大森川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和三年三月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（河川整備課）

#### 公告第66号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年3月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

- |   |                    |     |
|---|--------------------|-----|
| ア | 除雪ドーザ 1 (14 t 級)   | 1 台 |
| イ | 除雪ドーザ 2 (18 t 級)   | 1 台 |
| ウ | 除雪ドーザ 3 (18 t 級)   | 1 台 |
| エ | 除雪ドーザ 4 (14 t 級)   | 1 台 |
| オ | 凍結防止剤散布車 1 (3 t 級) | 1 台 |
| カ | 凍結防止剤散布車 2 (4 t 級) | 1 台 |

##### (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

##### (3) 納入期限

- |   |               |
|---|---------------|
| ア | 令和4年2月28日 (月) |
| イ | 令和4年1月31日 (月) |
| ウ | 令和4年1月31日 (月) |
| エ | 令和4年2月28日 (月) |
| オ | 令和4年3月30日 (水) |
| カ | 令和4年3月30日 (水) |

##### (4) 納入場所

- |   |  |
|---|--|
| ア | 福島県宮下土木事務所 (福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地)    |
| イ | 福島県喜多方建設事務所 (福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)   |
| ウ | 福島県猪苗代土木事務所 (福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地)       |
| エ | 福島県南会津建設事務所 (福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地) |

- オ 福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地）  
カ 福島県会津若松建設事務所蟹川除雪センター（福島県会津若松市神指町大字南  
四合字才ノ神494番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要  
な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該  
当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開  
札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であるこ  
と。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日  
までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこ  
と。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が  
あり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申  
請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年4月20日  
（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格  
の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年4月20日（火）午  
後5時まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和3年3月26日（金）から同年4月20日（火）まで（土  
曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大  
きさの用紙36枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返  
信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年4月6日（火）午後5時までに  
必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年4月6日（火）午後1時30分 福島県出納  
局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- |   |                |                     |                 |
|---|----------------|---------------------|-----------------|
| ア | 1の(1)のアに掲げる物品等 | 令和3年5月18日（火）午後1時20分 | 福島県出<br>納局入札用度課 |
| イ | 1の(1)のイに掲げる物品等 | 令和3年5月18日（火）午後1時40分 | 福島県出<br>納局入札用度課 |
| ウ | 1の(1)のウに掲げる物品等 | 令和3年5月18日（火）午後2時    | 福島県出納局<br>入札用度課 |
| エ | 1の(1)のエに掲げる物品等 | 令和3年5月18日（火）午後2時20分 | 福島県出<br>納局入札用度課 |
| オ | 1の(1)のオに掲げる物品等 | 令和3年5月18日（火）午後2時40分 | 福島県出<br>納局入札用度課 |
| カ | 1の(1)のカに掲げる物品等 | 令和3年5月18日（火）午後3時    | 福島県出納局<br>入札用度課 |
- （郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年5月17  
日（月）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税  
を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、  
財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の  
全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。  
(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① Tractor with Snow Plow1 (14t class) 1 unit
  - ② Tractor with Snow Plow2 (18t class) 1 unit
  - ③ Tractor with Snow Plow3 (18t class) 1 unit
  - ④ Tractor with Snow Plow4 (14t class) 1 unit
  - ⑤ Chemical Spreading Vehicle1 (3t class) 1 unit
  - ⑥ Chemical Spreading Vehicle2 (4t class) 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand):
- ① 1:20 p.m., 18 May 2021
  - ② 1:40 p.m., 18 May 2021
  - ③ 2:00 p.m., 18 May 2021
  - ④ 2:20 p.m., 18 May 2021
  - ⑤ 2:40 p.m., 18 May 2021
  - ⑥ 3:00 p.m., 18 May 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 17 May 2021
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

#### 公告第67号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年3月26日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
- (1) 免許証カード基体（IC） 予定数量347箱
  - (2) インクリボンカセット（IC） 予定数量159箱
  - (3) 経歴証明書用カード基体 予定数量16箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年3月10日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
- (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(入札用度課)